

# 全国トラック事業グループ保険

## 災害保障特約付団体定期保険

ご意向（ニーズ）確認のお願い  
お申込みにあたっては、保障内容、保険料（掛金）、保険金額および保険期間等が  
ご自身のご意向（ニーズ）に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。

### この制度の 特色

- 1 診査なしで加入申込み手続きも簡単
- 2 保険期間は1年で毎年更新
- 3 掛金は全額損金（必要経費）算入
- 4 剰余金が生じた場合は配当金として還付



公益社団法人 全日本トラック協会  
事務委託 日本貨物運送協同組合連合会

〈この資料は加入勧奨資料です〉

**24時間保障!!**

(業務中、業務外)  
を問わず

**死亡および不慮の事故によ**

## 加入・増額の資格

- ①公益社団法人全日本トラック協会並びに各都道府県トラック協会の会員事業者の役職員および各トラック協会の役職員
- ②日本貨物運送協同組合連合会の会員組合並びに傘下協同組合所属の組合員事業者の役職員および会員組合並びに傘下協同組合の役職員で、効力発生日現在、健康で正常に勤務されていれば、70歳6ヵ月まで新規加入申込みができます。また、この制度に一旦加入されますと以降、更新日にたとえ傷病加療中であっても、前年加入人口かつ「年齢別・加入人口数限度額」の範囲内で75歳6ヵ月まで継続いただけます。

## 保険期間

保険期間は毎年5月1日（効力発生日）より翌年の4月30日までの1年間とし、以降、毎年5月1日付で既加入者の方は特にお申し出のない限り自動的に更新して継続します。

## 中途加入の取扱い

保険期間の中途加入は取扱いますが、保険期間は翌年の4月30日までとし、以降は毎年5月1日付で自動的に更新して継続します。

## 配当金

1年毎に収支計算を行ない剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。  
※配当金額は変動し、0となる場合もあります。

## 税法上の特典

企業が従業員のために負担した掛金は、経理上全額、損金または必要経費処理ができます。

(加入者が負担した掛金は、運営費を控除した金額が生命保険料控除の対象になります。)

※税務にかかわる記載は、平成25年4月現在の税法にもとづいており将来変更されることがあります。

※個別の税務取扱いにつきましては、所轄の税務署にご確認ください。

## ご注意ください

### ●被保険者の同意確認

加入・増額に際しては、被保険者が保険金等の受取人を含めて制度内容を了知し、保険加入に同意する事が必要です。申込みの際は、被保険者の記名・捺印のある加入（増額）申込書兼告知書を提出いただきます。

### ●保険金等の請求

死亡保険金のお支払いに際しては、ご請求内容について、ご遺族の方の了知（※）が必要です。

また、高度障害保険金、給付金のお支払いに際しては、本人の了知が必要です。

※保険金等請求書の「被保険者または被保険者の遺族の了知欄」に、「労働基準法施行規則第42条、第43条」に基づいたご遺族の方の署名・捺印が必要となります。

労働基準法施行規則第42条、第43条

第42条〔遺族補償を受ける者〕遺族補償を受けるべき者は、労働者の配偶者（婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。以下同じ。）とする。

- ② 配偶者がいない場合には、遺族補償を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父母で、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた者又は労働者の死亡当時これと生計を一にしていた者とし、その順位は、前段に掲げる順序による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にする。

第43条〔同前〕前条の規定に該当する者がいない場合においては、遺族補償を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父母で前条第二項の規定に該当しないもの並びに労働者の兄弟姉妹とし、その順位は、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序により、兄弟姉妹については、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた者又は労働者の死亡当時その者と生計を一にしていた者を先にする。

- ② 労働者が遺言又は使用者に対してした予告で前項に規定する者のうち特定の者を指定した場合においては、前項の規定にかかわらず、遺族補償を受けるべき者は、その指定した者とする。

### ●遺言による受取人変更

この保険では、遺言による死亡保険金の受取人を変更することはできません。

- 当パンフレット（加入勧奨資料）に記載の保障内容などは概要や代表事例であり、詳しい内容が記載された約款はご契約者（団体）にお渡ししております。

# る身体障害、入院に対し幅広い保障が得られます。

## ●保障内容

保障内容		1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
不慮の事故による死亡・高度障害および感染症による死亡	死亡保険金または高度障害保険金＋災害保険金	170万円	340万円	510万円	680万円	850万円	1,020万円	1,190万円	1,360万円	1,530万円	1,700万円
病気による死亡、高度障害	死亡保険金または高度障害保険金	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
不慮の事故による身体障害(別表第2級～第6級)	障害給付金	49万円 ～7万円	98万円 ～14万円	147万円 ～21万円	196万円 ～28万円	245万円 ～35万円	294万円 ～42万円	343万円 ～49万円	392万円 ～56万円	441万円 ～63万円	490万円 ～70万円
不慮の事故による入院(5日以上120日限度)	入院給付金	1日につき 1,050円	1日につき 2,100円	1日につき 3,150円	1日につき 4,200円	1日につき 5,250円	1日につき 6,300円	1日につき 7,350円	1日につき 8,400円	1日につき 9,450円	1日につき 10,500円

- イ. 不慮の事故とは、業務上、業務外を問わず、交通事故を含む事故（例えば荷作業中に発生した事故による骨折入院、階段等の踏みはずしによる事故入院など）が対象となります。
- ロ. 不慮の事故による、死亡、高度障害、身体障害、入院は、不慮の事故を直接の原因とし、事故の日より180日以内に該当した場合に適用されます。（注、病気による入院、身体障害は該当しません。）
- ハ. 高度障害保険金は加入日以後の傷害または疾病によって保険期間中に別表1（4ページに記載）の第1級に定める高度障害状態に該当したときお支払いします。また、障害給付金は別表1（4ページに記載）の第2級～第6級に定める状態に該当したときお支払いします。
- ニ. 保障は全て、保険期間中に発生したものに限りします。
- ホ. 加入申込後、1年以内の病気による死亡は、死亡原因により保険金が支払われない場合があります。
- ヘ. 入院は日本国内の病院または診療所およびこれと同等と保険会社が認めた日本国外の医療施設への入院をいいます。
- ト. 災害保険金の対象となる感染症とは、別表2（4ページに記載）に定める感染症をいいます。

## ●月額掛金表

(単位：円)

年齢	性別	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口	
15～35歳	男性	290	581	872	1,163	1,454	1,744	2,035	2,326	2,617	2,908	
	女性	238	476	714	953	1,191	1,429	1,668	1,906	2,144	2,383	
36～40歳	男性	327	655	983	1,311	1,639	1,966	2,294	2,622	2,950	3,278	
	女性	283	566	849	1,133	1,416	1,699	1,983	2,266	2,549	2,833	
41～45歳	男性	380	761	1,142	1,523	1,904	2,284	2,665	3,046	3,427	3,808	
	女性	310	620	930	1,241	1,551	1,861	2,172	2,482	2,792	3,103	
46～50歳	男性	474	949	1,424	1,899	2,374	2,848	3,323	3,798	4,273	4,748	
	女性	362	724	1,086	1,449	1,811	2,173	2,536	2,898	3,260	3,623	
51～55歳	男性	621	1,243	1,865	2,487	3,109	3,730	4,352	4,974	5,596	6,218	
	女性	433	866	1,299	1,733	2,166	2,599	3,033	3,466	3,899	4,333	
56～60歳	男性	820	1,641	2,462	3,283	4,104	4,924	5,745	6,566	7,387	8,208	
	女性	492	984	1,476	1,969	2,461	2,953	3,446	3,938	4,430	4,923	
61～65歳	男性	1,117	2,235	3,353	4,471	5,589	※太線枠内は継続加入の場合の掛金です。					
	女性	612	1,224	1,836	2,449	3,061						
66～70歳	男性	1,726	3,453	5,180	6,907	8,634						
	女性	847	1,694	2,541	3,389	4,236						
71歳	男性	2,254	4,509	(注) ・上記掛金は、被保険者の保険金総額が100億円以上500億円未満の場合を表示しております。したがって実際の保険金総額が異なる場合は、上記掛金も異なってまいりますので、その際には改めてご連絡し正規の掛金を適用させていただきます。また、掛金には1口（病気死亡保険金100万円）につき75円の運営費が含まれています。掛金はご加入時・更新時の年齢に応じて上記のとおりとなります。（年齢は満年で計算し、1年未満の端数については6ヵ月以上のものは切上げて1年とし、6ヵ月未満は切捨てます。） ※年齢は平成25年5月1日現在で計算します。								
	女性	1,060	2,120									
72歳	男性	2,460	4,921									
	女性	1,158	2,316									
73歳	男性	2,687	5,375									
	女性	1,270	2,540									
74歳	男性	2,944	5,889									
	女性	1,400	2,800									
75歳	男性	3,240	6,481									
	女性	1,550	3,100									

## ●年齢別・加入口数限度額

加入・増額時年齢の範囲	加入限度口数
14歳7ヵ月以上50歳6ヵ月までの方	最 高 10 口
50歳7ヵ月以上55歳6ヵ月までの方	最 高 5 口
55歳7ヵ月以上60歳6ヵ月までの方	最 高 3 口
60歳7ヵ月以上70歳6ヵ月までの方	最 高 2 口

(注) 継続加入の場合の口数

60歳6ヵ月までは最高10口

60歳7ヵ月以上70歳6ヵ月までは最高5口

70歳7ヵ月以上75歳6ヵ月までは最高2口

※自動更新による継続加入の場合は、75歳6ヵ月まで延長できます。

## 掛金の払込み

掛金は払込月の当月20日までに取扱窓口にお支払いください。

※2ヵ月を経過しても掛金の払込みがないときは、払込みのなかった月の1日に遡って保障の効力を失います。

## 加入申込み方法と異動の処理

当団体は、下記の要領で、加入の申込みおよび保険期間中の異動処理を行いません。詳細につきましては、取扱窓口または受託生命保険会社の担当社員にお問い合わせください。

### 1. 加入申込みの手続き

#### (1) 加入の時期

加入申込書兼告知書（様式1号用紙）を作成し、毎月20日までに取扱窓口へ提出した分については翌月1日の加入となります。

#### (2) 保険金受取人

加入申込書兼告知書の保険金受取人欄に受取人を必ず記入してください。指定のないものについては事業所の代表者とします。

### 2. 保険期間中の異動処理

(1) 増額・減額は毎月1日です。

(2) 保険期間中に異動が生じたときは、異動通知書兼告知書（様式5号用紙）に該当事項を記入し、毎月20日までに取扱窓口へ提出してください。21日以降提出された分は、翌々月の異動処理とします。ただし、死亡・高度障害に関しては事由発生月の翌月1日付として処理します。

### 3. 次年度以降の既契約申込書の更新処理

既加入契約はご加入者からの申し出がない場合、自動継続として更新処理いたします。

## ●〔別表1〕 障害給付金給付割合表

等級	身体障害	給付金額
第1級 (高度障害)	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの	1□ 70万円 5□ 350万円 10□ 700万円
	2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	
	3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	
	4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
	5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
	6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
	7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの	1□ 49万円 5□ 245万円 10□ 490万円
	9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
	10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの	
第3級	11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	1□ 35万円 5□ 175万円 10□ 350万円
	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの	
	13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	
	14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	
	15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの	
第4級	16. 10足指を失ったもの	1□ 21万円 5□ 105万円 10□ 210万円
	17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	
	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの	
	19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの	
	20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの	
	21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	
	22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	
第5級	23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの	1□ 10.5万円 5□ 52.5万円 10□ 105万円
	24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの	
	25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの	
	26. 10足指の用を全く永久に失ったもの	
	27. 1足の5足指を失ったもの	
	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	
第6級	29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	1□ 7万円 5□ 35万円 10□ 70万円
	30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの	
	31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの	
	32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの	
	33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの	
	34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの	
第6級	35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの	1□ 7万円 5□ 35万円 10□ 70万円
	36. 脊柱(頸椎を除く)の運動障害を永久に残すもの	
	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	
	38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	
	39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの	
	40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの	
	41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの	
42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの		
43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの		

## ●〔別表2〕 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版) 準拠」によるものとする。

感染症名(分類項目)	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01. 0
パラチフスA	A01. 1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04. 3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96. 2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo> 出血熱	A98. 0
マールブルグ<Marburg> ウイルス病	A98. 3
エボラ<Ebola> ウイルス病	A98. 4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)	

## ◆保険金・給付金をお支払いできない場合（詳細）

次のような場合には、保険金・給付金をお支払いすることができませんので、加入（\*1）のお申込みに際し特にご注意ください。

- 加入（\*1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、この保険契約のその被保険者の部分が解除された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
  - 死亡保険金のお支払事由が次のいずれかによって生じた場合、死亡保険金をお支払いできません。
    - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がその加入（\*1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
    - ・保険契約者の故意
    - ・死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。
    - ・戦争その他の変乱（\*2）
  - 高度障害保険金のお支払事由が次のいずれかによって生じた場合、高度障害保険金をお支払いできません。
    - ・その原因となる傷害または疾病が加入（\*1）日前に生じていた場合（\*3）
    - ・被保険者の故意
    - ・保険契約者の故意
    - ・高度障害保険金受取人の故意。ただし、その高度障害保険金受取人が高度障害保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障害保険金受取人にお支払いします。
    - ・戦争その他の変乱（\*2）
  - 災害保険金、障害給付金、入院給付金のお支払事由が次のいずれかによって生じた場合、災害保険金、障害給付金、入院給付金をお支払いできません。
    - ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
    - ・災害保険金の受取人、障害給付金の受取人または入院給付金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その災害保険金の受取人、障害給付金の受取人または入院給付金の受取人が災害保険金の一部の受取人、障害給付金の一部の受取人または入院給付金の一部の受取人であるときは、当会社は、その残額をその他の受取人に支払います。
    - ・被保険者の犯罪行為、精神障害・泥酔の状態を原因とする事故または、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間あるいは、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
    - ・地震、噴火、津波、戦争その他の変乱によるとき（\*4）
  - 保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合には、この保険契約の全部またはその被保険者の部分は取消しとなり、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
  - 保険契約者または被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があった場合には、この保険契約の全部またはその被保険者の部分は無効となり、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
  - 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合には、保険金等をお支払いできません。
- （\*1）保障額を増額される場合、増額部分については「加入」を「増額」と読替えます。
- （\*2）ただし、戦争その他の変乱によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと生命保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金・高度障害保険金をお支払いし、または死亡保険金・高度障害保険金を削減してお支払いします。
- （\*3）その原因となる傷害や疾病について告知いただいた場合でも、お支払いの対象にはなりません。
- （\*4）ただし、地震、噴火、津波、戦争その他の変乱により死亡し、身体障害の状態になり、または入院した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めた場合には、当会社は、その程度に応じ、災害保険金、障害給付金または入院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。



ご意向（ニーズ）確認のお願い

団体定期保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するために、団体を契約者として運営する団体保険商品です。

ご加入にあたっては、ご契約に際しての特に重要なお知らせ「契約概要」、ご契約に際しての特に重要なお知らせ「注意喚起情報」、「個人情報取り扱いについて」および申込書（兼告知書）表紙の「団体定期保険のお申し込みについて」の内容とあわせて、この保険の目的がご自身の加入目的（ご意向）に合致しているか必ずご確認ください。

ご契約に際しての特に重要なお知らせ「契約概要」

この団体定期保険「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項などは、概要や代表事例を示しています。

——各事項の詳細等についてはパンフレット（加入勧奨資料）の該当箇所を必ずご確認ください——

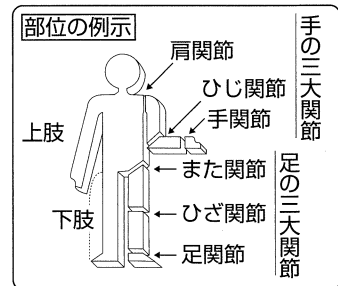
【保険商品の名称】 団体定期保険

【保険商品の特徴】 企業・団体の従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するために、団体を契約者として運営する団体保険商品です。

【保 險 期 間】 保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。

【保険金等をお支払する事由の概要について】

名称	お支払事由
死亡保険金	<p>保険期間中に死亡されたとき</p> <p>保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき ・所定の高度障害状態とは、以下のいずれかの状態をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol>
高度障害保険金	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に介護を要するもの 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</li> <li>2. 眼の障害（視力障害）             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 視力の測定は万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。</li> <li>(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。</li> <li>(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。</li> </ol> </li> <li>3. 言語またはそしゃくの障害             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは次の3つの場合をいいます。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合</li> <li>② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合</li> <li>③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合</li> </ol> </li> <li>(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。</li> </ol> </li> <li>4. 上・下肢の障害 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。</li> </ol>



※その他の特約等については、（別添の）パンフレット（加入勧奨資料）をご参照ください。

**【保険金（給付金）等の支払事由に該当し保険金（給付金）等が支払われた後、保障が消滅する場合】**

- お支払事由に該当し保険金等が支払われた場合には、その保障は消滅します。
- 高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。

※詳しくは必ず（別添の）パンフレット（加入勧奨資料）の該当箇所をご参照ください。

**【引受条件（加入資格・保険金額・特約等）】**

加入資格や保険金・給付金額、付加された特約等の内容は団体ごとの制度内容により異なります。

詳しくは必ず（別添の）パンフレット（加入勧奨資料）の該当箇所をご参照ください。

**【保険料に関する事項】**

保険料は、毎年更新時に加入状況・加入者の年齢に基づき、契約ごとに算出し変更します。また、お支払方法、お支払経路等も契約ごとに異なります。詳しくは必ず（別添の）パンフレット（加入勧奨資料）の該当箇所をご参照ください。

**【配当額に関する事項】**

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いします。

※配当金額は年度により変動し、0となる場合もあります。

**【脱退による返戻金・満期保険金について】**

この保険には、被保険者の脱退による返戻金、および保険期間満了による満期保険金はありません。

この保険契約は、ジブラルタ生命保険株式会社を事務幹事会社とする生命保険契約です。共同取扱契約の場合には、引受保険会社のうち、事務幹事会社が他の生命保険会社から委任を受けて事務を行いますが、被保険者の加入保険金額等については、それぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負いません。また、将来に向かって、引受生命保険会社および引受割合を変更することがあります。



## ご契約に際しての特に重要なお知らせ「注意喚起情報」

この団体定期保険「注意喚起情報」は、ご加入のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

また、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、当パンフレット（加入勧奨資料）等の該当箇所を必ずご参照ください。

### 告知に関する重要事項

以下の事項は、告知を行う際の重要事項ですので、告知を行う前に必ずご確認ください。

#### ■当社が書面でおたずねすることについて、ありのままをご記入ください。（告知義務）

##### 【告知の重要性について】

現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。ご加入のお申込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態等について「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに、正確にもれなくお知らせ（告知）ください。また、告知に関する各重要事項につきましては、同時に加入される配偶者さまやお子さまがいる場合には、全員に内容を周知いただきますようお願いいたします。

##### 【告知いただく具体的な病名等について】

（例）狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症・川崎病・不整脈（ペースメーカーを含みます）／脳卒中（脳出血・脳こうそく・くも膜下出血）・脳動脈硬化症・精神病・統合失調症・気分障がい（うつ病・躁うつ病）・神経症・てんかん・知的障がい・自律神経失調症・適応障がい・アルコール依存症・薬物依存症・パーキンソン病・多発性硬化症・認知症・アルツハイマー病／ぜんそく・慢性気管支炎・気管支拡張症・肺気腫・肺結核／胃かいよう・十二指腸かいよう・かいよう性大腸炎・クローン病・すい炎／肝炎・肝硬変・肝機能障がい・胆石・胆のう炎／腎炎・ネフローゼ・腎不全・のう胞腎・腎臓結石・尿管結石／白内障・緑内障・網膜の病気（眼底出血を含みます）・角膜の病気・中耳炎・蓄膿症（慢性副鼻腔炎）／がん・肉腫・白血病・しゅよう（リンパ腫・筋腫・のう腫を含みます）・ポリープ・異形成／糖尿病・リウマチ・こうげん病・貧血症・紫斑病・甲状腺の病気・椎間板ヘルニア・痔・骨粗しょう症・後縦靭帯骨化症・筋ジストロフィー・不妊症／子宮筋腫・子宮内膜症・卵巣のう腫・乳腺症 等

##### 【告知受領権について】

生命保険会社の社員（営業社員・コールセンター担当者等）・契約者等の職員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、生命保険会社所定の書面「告知書」をご提出ください。

##### ※団体定期保険普通保険約款（告知義務～抜粋）

「告知を求められた事項について、当会社にその書面でまたはその医師に口頭で告知することを要します。」

##### 【傷病歴等がある方でも引受可能なケースがあることについて】

当社では、ご契約者間の公平性を保つため、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがありますので、ありのままを正確にもれなく告知してください。（なお、その内容によってはお引受けできないこともあります。）

##### 【正しく告知されない場合のデメリットについて】

告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあり、保険金が支払われない場合があります。

また、既に払い込まれた保険料については、返金されない場合があります。

##### ※なお、上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金が支払われない場合があります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。

（告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなる場合があります。また、取消しとなった場合には既に払い込まれた保険料については返金されません。）

## ご契約にあたっての重要事項

### 【ご契約お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ制度）について】

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入のお申込みにはクーリング・オフの適用がございません。

### 【ご契約の責任開始期について（責任開始）】

ご提出された加入申込書（告知書）に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「加入日」からご契約上の責任を負います。

生命保険会社社員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

### 【次のような場合等には保険金・給付金等をお支払いできないことがあります】

#### ■免責事由（死亡・高度障害の場合）

- ・加入（責任開始）日から1年以内における被保険者の自殺
- ・ご契約者、被保険者、保険金受取人の故意
- ・戦争その他の変乱

#### ■加入（責任開始）日前の疾病や不慮の事故（高度障害の場合）

- ・加入（責任開始）日前の、疾病や不慮の事故を原因とする場合  
（なお、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。）

#### ■告知義務違反

- ・ご契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合

#### ■詐欺取消し・不法取得目的による無効

- ・ご契約者または被保険者による詐欺の行為（未遂を含みます。）を原因として、契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとされた場合、または、ご契約者または被保険者に保険金・給付金等の不法取得目的があつて、ご契約の全部またはその被保険者の部分が無効である場合

#### ■重大事由解除

- ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合

※その他詳細につきましては、パンフレット（加入勧奨資料）等をご参照ください。

### 【脱退による返戻金・満期保険金について】

この保険には、被保険者の脱退による返戻金、および保険期間満了による満期保険金はありません。

### 【保険金・給付金等のご請求について】

保険金・給付金などのご請求は、団体（ご契約者）経由で行っていただく必要がありますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

なお、当社で委託した確認担当者が保険金・給付金等のご請求の際にご請求内容について確認させていただく場合があります。

**【引受保険会社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています】**

保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご加入にあたってお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 生命保険契約者保護機構 TEL : 03-3286-2820

受付時間 平日 9:00~12:00、13:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)

ホームページアドレス ; <http://www.seihohogo.jp/>

**【引受保険会社】**

ジブラルタ生命保険株式会社 本社 : 東京都千代田区永田町2-13-10

(お問い合わせ先) : ジブラルタ生命 コールセンター

0120-981-088 (通話料無料)

受付時間 平日 8:30~20:00 土曜 9:00~17:00 (日・祝・12/31~1/3を除く)

携帯・PHSからもご利用いただけます。

この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。

(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス ; <http://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

# ●掛金額試算表

年 齢	区分	1 口			2 口			3 口			4 口			5 口		
		掛金額	人数	合計掛金額	掛金額	人数	合計掛金額	掛金額	人数	合計掛金額	掛金額	人数	合計掛金額	掛金額	人数	合計掛金額
15～35歳	男性	290			581			872			1,163			1,454		
	女性	238			476			714			953			1,191		
36～40歳	男性	327			655			983			1,311			1,639		
	女性	283			566			849			1,133			1,416		
41～45歳	男性	380			761			1,142			1,523			1,904		
	女性	310			620			930			1,241			1,551		
46～50歳	男性	474			949			1,424			1,899			2,374		
	女性	362			724			1,086			1,449			1,811		
51～55歳	男性	621			1,243			1,865			2,487			3,109		
	女性	433			866			1,299			1,733			2,166		
56～60歳	男性	820			1,641			2,462			3,283			4,104		
	女性	492			984			1,476			1,969			2,461		
61～65歳	男性	1,117			2,235			3,353			4,471			5,589		
	女性	612			1,224			1,836			2,449			3,061		
66～70歳	男性	1,726			3,453			5,180			6,907			8,634		
	女性	847			1,694			2,541			3,389			4,236		
71歳	男性	2,254			4,509			合計	人	円	合計	人	円	合計	人	円
	女性	1,060			2,120											
72歳	男性	2,460			4,921											
	女性	1,158			2,316											
73歳	男性	2,687			5,375											
	女性	1,270			2,540											
74歳	男性	2,944			5,889											
	女性	1,400			2,800											
75歳	男性	3,240			6,481											
	女性	1,550			3,100											
	合計		人	円	合計	人	円									

年 齢	区分	6 口			7 口			8 口			9 口			10 口		
		掛金額	人数	合計掛金額	掛金額	人数	合計掛金額	掛金額	人数	合計掛金額	掛金額	人数	合計掛金額	掛金額	人数	合計掛金額
15～35歳	男性	1,744			2,035			2,326			2,617			2,908		
	女性	1,429			1,668			1,906			2,144			2,383		
36～40歳	男性	1,966			2,294			2,622			2,950			3,278		
	女性	1,699			1,983			2,266			2,549			2,833		
41～45歳	男性	2,284			2,665			3,046			3,427			3,808		
	女性	1,861			2,172			2,482			2,792			3,103		
46～50歳	男性	2,848			3,323			3,798			4,273			4,748		
	女性	2,173			2,536			2,898			3,260			3,623		
51～55歳	男性	3,730			4,352			4,974			5,596			6,218		
	女性	2,599			3,033			3,466			3,899			4,333		
56～60歳	男性	4,924			5,745			6,566			7,387			8,208		
	女性	2,953			3,446			3,938			4,430			4,923		
	合計		人	円	合計	人	円	合計	人	円	合計	人	円	合計	人	円

総合計	人	円
-----	---	---

お問合せで照会 **日本貨物運送協同組合連合会** 〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目23番地 東貨健保会館4階  
 TEL 03-3355-2031 FAX 03-3355-2037

■当制度は公益社団法人全日本トラック協会が下記生命保険会社と締結した災害保障特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

※本契約は、下記生命保険会社のそれぞれの引受割合による共同引受契約です。各加入者の加入保険金額・給付金額について、各生命保険会社は、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を負います。下記引受割合は平成25年5月1日からの引受割合予定のものであり、引受会社および引受割合は今後、変更することがあります。なお本契約の事務管理については、幹事会社であるジブラルタ生命保険株式会社が行ないます。

※保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合も、ご契約時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。

**【個人情報の取り扱いについてー保険契約者（団体）および生命保険会社からのお知らせー】**

当該保険制度の運営にあたり、保険契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）{以下、個人情報}を取り扱い、保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社）を含みます。以下同じ。へ提出いたします。また、保険契約者は、当該保険制度の運営において入手する個人情報を、事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を、①各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払、②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供・ご契約の維持管理、③生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、④その他保険に関連・付随する業務のために利用（注）し、また、保険契約者、他の生命保険会社および再保険会社を上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き保険契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。また、引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

委 託 生 保

事務幹事

- |                     |                     |                  |
|---------------------|---------------------|------------------|
| ジブラルタ生命保険株式会社 (41%) | 太陽生命保険株式会社 (5%)     | 住友生命保険相互会社 (16%) |
| 大同生命保険株式会社 (31.5%)  | 明治安田生命保険相互会社 (2.5%) |                  |
| 日本生命保険相互会社 (2%)     | 三井生命保険株式会社 (2%)     |                  |